

「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」の開催について

消費者庁 地方協力課

1. 目的

高齢者及び障がい者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を開催し、高齢者及び障がい者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障がい者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。

2. 構成

連絡協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、連絡協議会は、必要があると認めるときは、構成員を追加等することができる。

3. 活動

連絡協議会は、次の事項について情報共有、意見交換等を行う。

- (1) 高齢者及び障がい者の消費者トラブルの動向
- (2) 構成員の取組状況
- (3) 高齢者及び障がい者の周りの方々に対して情報提供等を行う仕組み
 - ① 構築（情報の内容、情報の収集・提供方法等）
 - ② フォローアップ
- (4) その他高齢者及び障がい者の消費者トラブルの防止等に必要と認められる事項

4. 庶務

連絡協議会の庶務は、消費者庁地方協力課において行う。

5. その他

- (1) 連絡協議会の会議は、原則公開とする。
- (2) 1年を目途に、フォローアップのための会議を開催し、課題の共有化を図るとともに、行政は必要な対応を図る。

[構成員]

(高齢福祉関係団体)

一般社団法人日本介護支援専門員協会
一般社団法人日本在宅介護協会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人認知症の人と家族の会
公益財団法人介護労働安定センター
公益財団法人全国老人クラブ連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会
全国ホームヘルパー協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国民生委員児童委員連合会
特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会

(障がい者関係団体)

一般財団法人全日本ろうあ連盟
全国手をつなぐ育成会連合会
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

(専門職団体)

公益社団法人日本介護福祉士会
公益社団法人日本社会福祉士会
公益社団法人日本精神保健福祉士協会
日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

(消費生活関係団体)

公益財団法人消費者教育支援センター
一般財団法人日本消費者協会
公益社団法人全国消費生活相談員協会
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
主婦連合会
全国消費者行政ウォッチねっと
一般社団法人全国消費者団体連絡会
全国地域婦人団体連絡協議会
特定非営利活動法人日本消費者連盟
特定非営利活動法人消費者機構日本
公益社団法人 消費者関連専門家会議

(事業者関係団体)

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
公益社団法人全日本トラック協会
日本生活協同組合連合会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人生命保険協会

(自治体関係団体)

全国知事会
全国市長会
全国町村会

(関係省庁等)

内閣府

警察庁

金融庁

厚生労働省

経済産業省

国土交通省

消費者庁

独立行政法人国民生活センター

令和4年9月末現在